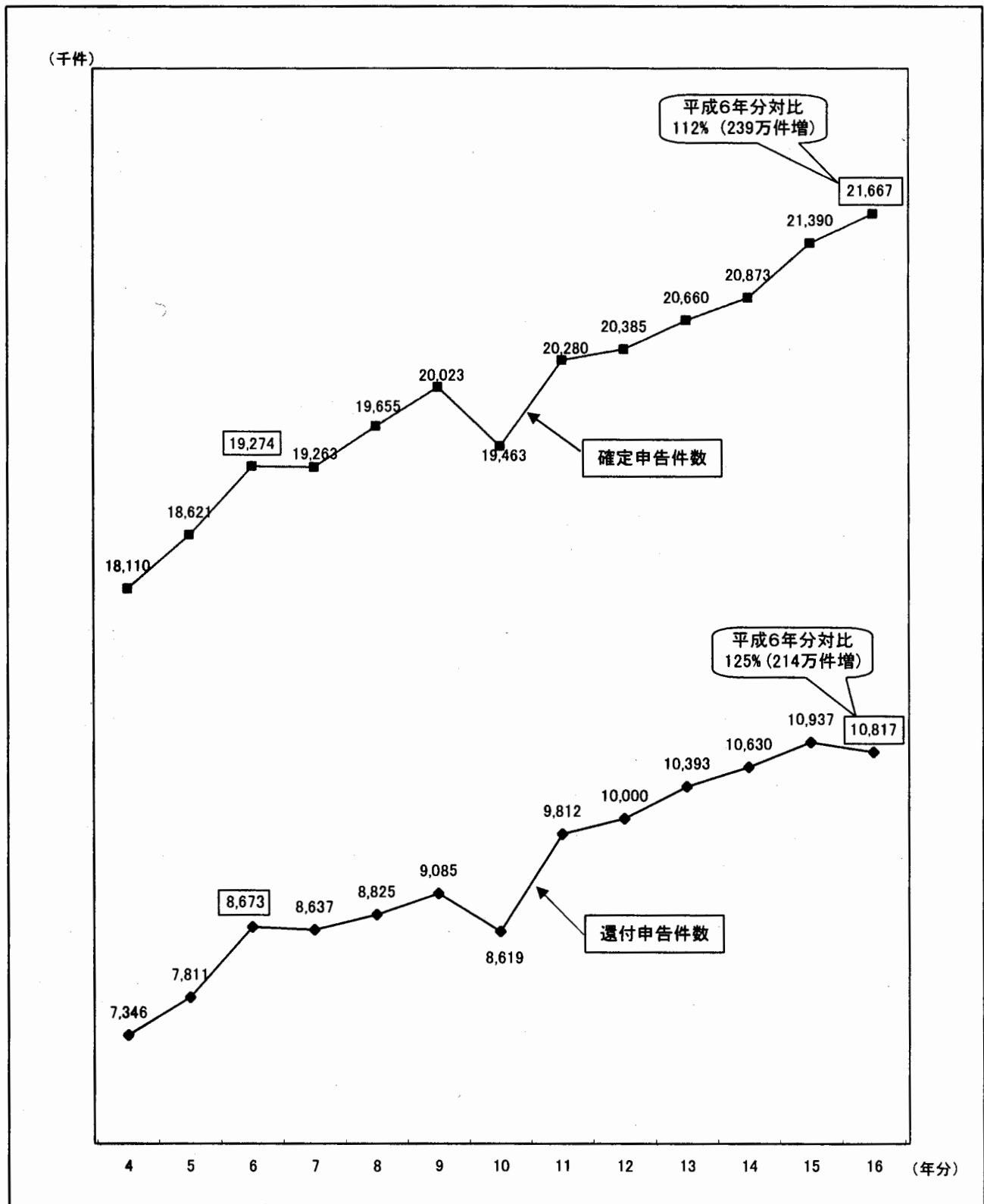


保存期間：10年

資料	2
----	---

平成17年分確定申告に向けた取組

申告件数の推移と主な施策の実施状況



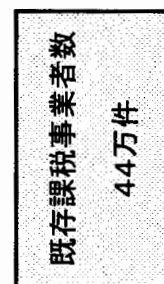
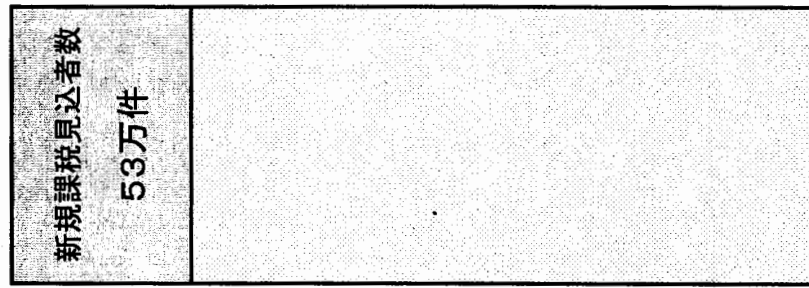
【主な施策の実施状況】

- 平成10年分 ・タッチパネルの導入
- 平成13年分 ・申告書新様式の導入(38年ぶりに全面改訂)
- 平成14年分 ・国税庁ホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」を開設
- 平成15年分 ・閉庁日における相談等を開始(全国248の税務署で申告相談・申告書の受付)
- 平成16年分 ・確定申告書等作成コーナーに消費税申告書及び青色申告決算書等の作成機能を追加
- ・電子申告(e-Tax)の全国導入

消費税の免税点の引下げに伴う課税見込者数 (平成16年12月末)

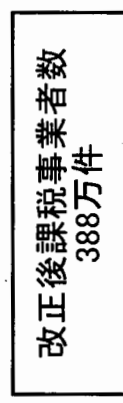
個人事業者

法人



(合計)216万件

(合計)172万件



— 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の状況 —

1 e-Tax を利用できる手続

- (1) 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税に係る申告
- (2) 全税目の納税
- (3) 申請・届出等（電子納税証明書の発行を含む）

2 確定申告期における受付時間

(1) e-Tax の受付時間

通常期	確定申告期（2/16～3/15）
月曜日～金曜日（祝日等除く） 午前 9 時～午後 9 時	・ 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 11 時 ・ 土曜日及び日曜日 午前 9 時～午後 9 時

(2) ヘルプデスクの受付時間

通常期	1/30～3/15
月曜日～金曜日（祝日等除く） 午前 9 時～午後 5 時	・ 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 8 時 ・ 日曜日（2月19日及び2月26日） 午前 9 時～午後 5 時

3 利用状況

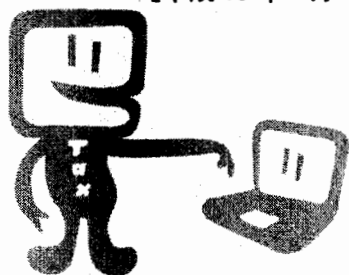
【開始届出書提出件数】

	合計
個人	71,401 件
法人	55,516 件
合計	126,917 件

【平成 18 年 1 月 12 日現在】

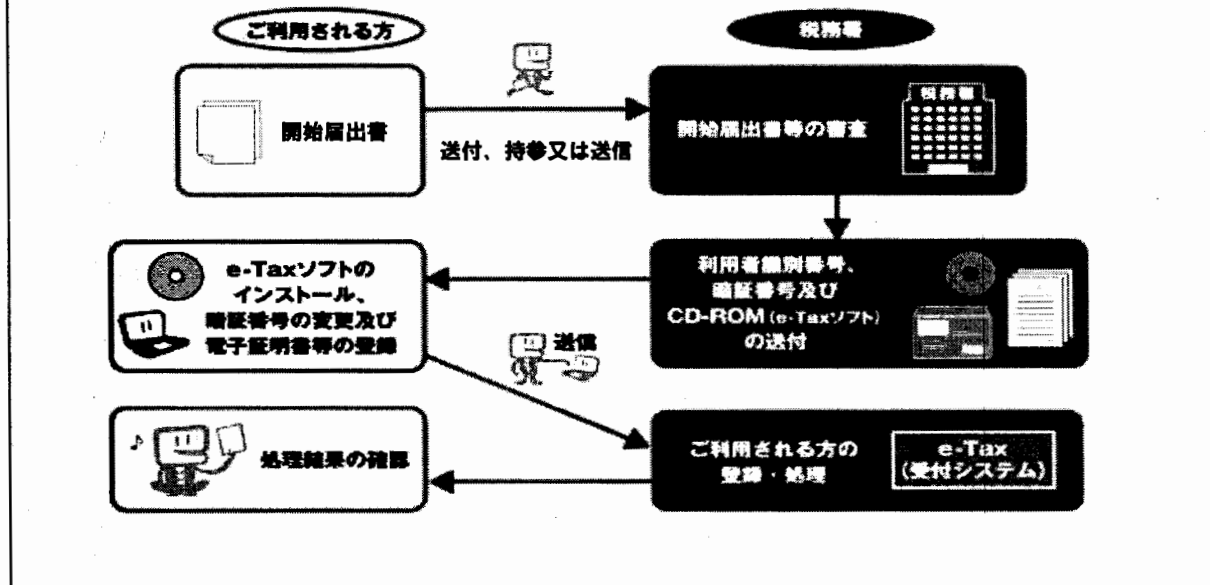
【e-Tax の利用件数】

	H16/4～17/3
所得税申告	18,694 件
法人税申告	17,898 件
消費税申告（個人）	3,030 件
消費税申告（法人）	13,216 件
源泉所得税（徴収高計算書）	4,396 件
法定調書	21,225 件
申請・届出等	2,391 件
納税	6,712 件
合計	87,562 件



e-Tax

e-Tax利用開始手続の流れ



- 電子申告開始届出書の提出は、インターネットを利用してオンラインで行うことができます（書面で所轄税務署へ提出も可能です。開始届出書の様式は、国税庁ホームページから入手することができます。）。

なお、従来開始届出書に添付していただいていた本人確認書類については、本年より一切必要ありません。

- e-Tax は、税務署から利用者識別番号や暗証番号が記載された通知書や e-Tax ソフト（CD-ROM）の送付を受けて利用が可能になります。

- (注) 1 所得税の確定申告初日の平成18年2月16日（木）までに、オンラインで開始届出書を提出していただければ、3月初め頃に簡易書留で利用者識別番号が記載された通知書やe-Taxソフトをお送りすることになります（2月17日（金）以降、2月26日（日）（24時）までに開始届出書を提出していただいた場合には、3月9日（木）の発送予定となります。）。

※ 書面による提出の場合には、上記の期限の翌日までに所轄の税務署に到着しているものが発送の対象となります。

- 2 e-Tax を利用するには電子証明書（利用可能な電子証明書は e-Tax ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)で確認してください。)が必要になりますので、開始届出書の提出と同時期に電子証明書を取得しておくことをお勧めします。

なお、電子証明書がICカードに格納されている場合には、ICカードリーダーが必要になります。詳しくは、電子証明書の発行機関におたずねください。

もっと詳しい情報は e-Tax ホームページへ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

※ e-Tax の最新情報やご利用に当たっての手続等について説明しています。

国税庁ホームページで確定申告書等が作成できます

○ パソコンでインターネットをご利用の方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。プリンタを使って印刷したものを申告書等として、そのまま税務署に提出できます。

○ これまで以上にご利用いただけるよう、皆様からのご要望を踏まえ、より一層便利になりました。

◆ カラープリンタのほか、モノクロプリンタで印刷した申告書等でもそのまま税務署に提出が可能

※ 平成16年分以前は、カラープリンタのみ対応しております。

国税庁ホームページのアドレスは、<http://www.nta.go.jp>

【確定申告書等作成コーナーの利用イメージ】

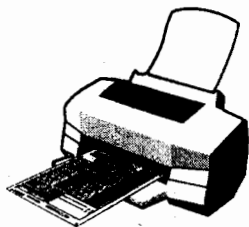
所得税

消費税

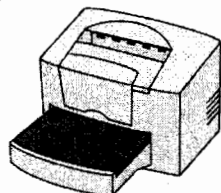
自宅等でご都合の
よい時間に作成

画面に基づき、必要項目を入力

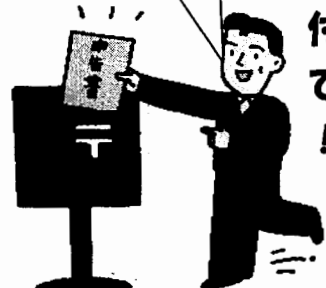
カラープリンタでも



モノクロプリンタでも



添付書類も
忘れずに!



送付で!

○ 便利な機能

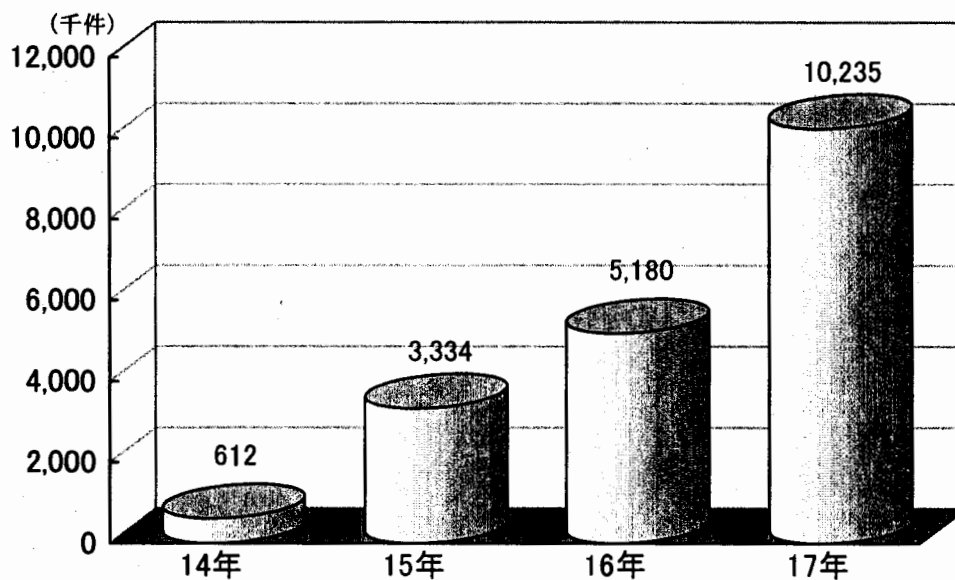
- ◆ 作成したデータを国税電子申告・納税システム（e-Tax）に引き継いで送信することも可能
- ◆ 入力途中でも一時保存機能を使えば、いつでも再開が可能

ご利用に当たってのお願い

○ ご利用に当たっては、次の事項にご留意ください。

- ◆ **プリンタの設定の確認**（画面の指示にしたがって確認）
- ◆ **印刷後に正しく印刷できたか確認**（画面の指示にしたがって確認）
- ◆ **印刷する紙は、A4サイズの普通紙（PPC用紙又はOA共用紙）をお使いください**（インクジェット用紙やフォト専用紙は使わないでください。）。

【「確定申告書等作成コーナー」の利用件数（各年1月から3月）】



税務署の閉庁日における確定申告の相談等の実施について

平成 17 年分確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、
一部の税務署では、**2 月 19 日と 26 日**に限り**日曜日**も、
確定申告の**相談**・申告書の受付を行います。

是非、ご利用ください。

- * 閉庁日に相談等を行う税務署等については別紙の表をご覧ください。
- * 道府県内の一部の税務署で閉庁日に相談等を行う場合、当該署においては、
広く道府県内の納税者の方々からの電話相談にもお答えします。

- 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- 税務署は、通常、土・日・祝日は閉庁しております。

国税局(所)	平成18年2月19日・26日の日曜日に確定申告の相談等を行う税務署名等	都道府県
札幌国税局	札幌北・札幌南・札幌西・札幌東	北海道
仙台国税局	青森	青森県
	〔盛岡〕	岩手県
	仙台北・仙台中・仙台南	宮城県
	合同会場(秋田南・秋田北)	秋田県
	〔山形〕	山形県
関東信越国税局	〔福島〕	福島県
	〔水戸〕・〔日立〕・土浦・竜ヶ崎・太田	茨城県
	〔宇都宮〕	栃木県
	〔前橋〕・〔高崎〕	群馬県
	川越・熊谷・川口・西川口・浦和・大宮・行田・所沢・春日部・上尾・越谷・朝霞	埼玉県
東京国税局	〔新潟〕	新潟県
	〔長野〕	長野県
	千葉東・千葉南・〔千葉西〕・市川・船橋・木更津・松戸・〔成田〕・柏	千葉県
	品川・四谷・新宿・本所・向島・江東西・江東東・荏原・目黒・大森・雪谷・蒲田・〔世田谷〕・北沢・玉川・渋谷・中野・杉並・荻窪・豊島・王子・荒川・板橋・練馬東・練馬西・足立・西新井・葛飾・江戸川北・江戸川南・八王子・〔立川〕・武蔵野・青梅・武蔵府中・〔町田〕・日野・東村山	東京都
	合同会場(麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・小石川・本郷・東京上野・浅草)	
鶴見・横浜中・保土ヶ谷・横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・〔横須賀〕・〔平塚〕・鎌倉・藤沢・小田原・相模原・厚木・大和	神奈川県	
〔甲府〕	山梨県	
金沢国税局	〔富山〕	富山県
	金沢	石川県
	福井	福井県
名古屋国税局	合同会場(岐阜北・岐阜南)	岐阜県
	〔静岡〕・〔清水〕	静岡県
	合同会場(浜松西・浜松東)	
	千種・〔名古屋西〕・豊橋・岡崎・〔一宮〕・〔半田〕・〔津島〕・〔豊田〕・〔小牧〕	
	合同会場(名古屋東・名古屋中村・名古屋中)	愛知県
	合同会場(名古屋北・尾張瀬戸)	
合同会場(刈谷・西尾)		
広域センター(昭和・熱田・中川)		
〔津〕	三重県	
大阪国税局	大津・草津	滋賀県
	〔右京〕・伏見・宇治	京都府
	広域センター(上京・左京・中京・東山・下京)	
	旭・城東・住吉・東住吉・東淀川・堺・岸和田・豊能・吹田・〔泉大津〕・枚方・茨木・八尾・泉佐野・富田林・〔門真〕・東大阪	大阪府
	広域センター(大阪福島・西・西淀川・北・大淀・東)	
	広域センター(港・天王寺・浪速・東成・生野・阿倍野・西成・南)	
	〔兵庫〕・〔長田〕・須磨・姫路・尼崎・明石・西宮・芦屋・〔伊丹〕・加古川	兵庫県
広域センター(灘・神戸)		
奈良・葛城	奈良県	
和歌山	和歌山県	
広島国税局	鳥取	鳥取県
	〔松江〕	島根県
	岡山東・岡山西・西大寺	岡山県
	広島北	広島県
高松国税局	合同会場(広島東・広島南・広島西)	
	〔山口〕	山口県
	〔徳島〕	徳島県
福岡国税局	高松	香川県
	松山	愛媛県
	〔高知〕	高知県
熊本国税局	門司・〔若松〕・〔小倉〕・八幡・博多・香椎・〔福岡〕・〔西福岡〕	福岡県
	佐賀	佐賀県
	長崎	長崎県
沖縄国税事務所	〔熊本西〕・〔熊本東〕	熊本県
	〔大分〕	大分県
	〔宮崎〕	宮崎県
〔鹿児島〕	鹿児島県	
合同会場(那覇・北那覇)	沖縄県	

(注)〔 〕書きの税務署、合同会場及び広域センターは、相談会場が税務署庁舎と異なります。
開設場所については、各国税局のホームページをご覧ください。各税務署におたずねください。

お近くの還付申告センターをご利用ください

- 駅や街の中心部など便利な場所に還付申告センターを設置します。
 - ◆ 還付申告センターでは、申告書用紙・届出書等の交付、申告書作成のアドバイス及び申告書の受付を行っています。
 - ◆ 住所地等にかかわらず、どこの会場でもご利用できますので、勤務先のお近くなど便利な会場をご利用ください。
 - ◆ 早いところでは1月下旬からサービスを開始しています（設置状況（予定）については、資料をご覧ください。）。
 - ◆ 還付金の受取りには、申告するご本人名義の預貯金口座への振込みのご利用をお願いします。

還付申告センター等の設置状況（予定）

局名	名称	設置場所	開設期間	開設時間
札幌	札幌広域還付申告センター	札幌市民会館2階（札幌市）	2月1日～2月28日	9：30～16：00
仙台	確定申告センター	アエル6階（仙台市）	3月1日～3月15日	10：00～12：00 13：00～16：00
	泉確定申告センター	泉区役所東庁舎5階（仙台市）	2月6日～3月15日	9：00～12：00 13：00～16：00
	太白確定申告センター	太白区役所5階（仙台市）	2月6日～3月15日	
関東信越	さいたま広域申告センター	さいたま新都心合同庁舎1号館1階多目的室	2月1日～3月3日	9：00～17：00
東京	広域還付申告センター	JR東京駅 動輪の広場	2月1日～2月16日	10：00～18：00
		新宿駅西口広場 イベントコーナー	2月21日～2月23日	
		かながわ県民センター 2階ホール（横浜駅前）	2月6日～2月7日 2月27日～2月28日	10：00～16：00
		ペリエホール6階「大ホール」 （千葉駅前）	2月21日～2月22日	10：00～17：00
		船橋フェイスビル6階 「きららホール」（船橋駅前）	2月7日～2月8日	
金沢	広域還付申告センター	JR金沢駅ふれあいプラザ（金沢市）	2月1日～2月28日	9：00～12：00 13：00～16：00
		フューチャーシティファボーレ1階 ファボーレホール（富山市）	2月6日～2月28日 （※1）	10：00～12：00 13：00～16：00
名古屋	広域申告受付センター	金山南ビル1階（金山総合駅南口横）	2月20日～2月24日 （※2）	9：30～17：00
大阪	還付申告相談センター	きらっ都プラザ（京都産業会館）2階 （京都市）	2月1日～2月28日 （※2）	9：30～16：00
		ステーションプラザてんのうじ8階 （大阪市）	2月1日～2月28日 （※2）	9：30～16：00
		大阪駅前第二・第三ビル間 地下歩道（大阪市）	2月1日～2月28日 （※2）	9：30～16：00
		近畿税理士会館2階（大阪市）	2月1日～2月15日	9：30～16：00
		泉ヶ丘センタービル3階（堺市）	2月1日～2月15日	9：30～16：00
		千里ライフサイエンスセンター （豊中市）	2月1日～2月15日	10：00～16：00
		メセナひらかた6階（枚方市）	2月1日～2月15日 （※1）	10：00～16：00
		総合市民交流センター8階 （高槻市）	2月1日～2月15日	9：30～16：00
		プレんティ1番館4階 プレんティホール（神戸市）	2月1日～2月14日	10：00～16：00
		アピア1 5階アピアホール （宝塚市）	2月1日～2月15日	9：30～16：00
		奈良県西奈良県民センター （奈良市）	2月1日～2月15日	9：30～16：00

局名	名称	設置場所	開設期間	開設時間		
広島	広域申告相談センター	メルパルク広島 3階ギャラリー (広島市)	2月1日～2月15日	9:30～16:00		
	還付申告センター	岡山コンベンションセンター (マカリアーラム) (岡山市)	2月6日～2月10日			
		イトーヨーカドー 福山店 (福山市)	1月23日～2月3日	10:00～16:00		
		イオン倉敷ショッピングセンター (倉敷市)	1月30日～2月3日	9:00～16:00		
		海峡メッセ下関 (下関市)	1月24日～2月3日			
福岡	集中還付申告センター	アジア太平洋インポートマート3階 (北九州市)	2月1日～3月15日	9:15～16:00		
		福岡大同生命ビル6階 (福岡市)	2月1日～3月15日	9:30～16:00		
	還付申告センター	遠賀コミュニティセンター (遠賀郡遠賀町)	1月26日～2月3日 (※1)		9:00～15:30	
		黒崎テクノプラザI (北九州市八幡西区)	1月31日～2月3日			
		サンレイクかすや (糟屋郡粕屋町)	1月24日～1月26日	9:30～16:00		
		ショッピングプラザセリオ (小城市)	2月1日～2月2日 2月27日～2月28日	10:00～16:00		
		神埼郡農協会館 (神埼郡神埼町)	2月23日～2月24日	9:30～16:30		
		佐賀県陶磁器工業協同組合会議室 (西松浦郡有田町)	2月8日	10:00～16:00		
		長崎市民会館 (長崎市)	1月27日～2月3日	9:00～16:00		
		長崎市北公民館 (長崎市)	2月7日～2月15日			
		佐々町文化会館 (北松浦郡佐々町)	3月1日～3月3日	9:30～15:30		
		熊本	確定申告センター	熊本市産業文化会館5階 (熊本市)	2月16日～3月15日 (※2)	9:00～16:00
				グランメッセ熊本2階 (上益城郡益城町)	2月7日～3月15日 (※2)	
大分商工会議所ビル6階大ホール (大分市)	2月1日～3月15日 (※2)					
J A・A Z M (アズム) ホール別館 (宮崎市)	2月1日～3月31日 (※2)					
鹿児島県市町村自治会館4階 (鹿児島市)	2月1日～3月15日 (※2)					
沖縄	広域還付申告センター	沖縄県庁1階県民ホール (那覇市)	2月16日～3月15日	9:00～12:00 13:00～16:00		

設置 46 所

(注) 開設期間は、土・日曜日及び祝日を除きます。

「(※1)」を付した次の会場は、土・日曜日及び祝日に加え、以下の日も開設していませんので、ご注意ください。

- ・ 金沢局 フューチャーシティファブーレ…2月21日(火)
- ・ 大阪局 メセナひらかた…2月7日(火)・14日(火)
- ・ 福岡局 遠賀コミュニティセンター…2月1日(月)

「(※2)」を付した会場は、2月19日及び26日の日曜日についても開設します(それ以外の土・日曜日及び祝日は開設していません)。

なお、次の会場については、日曜日のみ開設時間が異なりますのでご注意ください。

- ・ 大阪局 きらっ都プラザ…9:00～17:00
- ・ 大阪局 ステーションプラザてんのうじ…9:15～17:00
- ・ 大阪局 大阪駅前第二・第三ビル間 地下歩道…9:15～17:00

事業者の皆さんへ 大切なお知らせです

売上高が1,000万円を超えたら消費税の課税事業者！
記帳や書類の保存がとても大切です！

消費税の事業者免税点が
1,000万円に引き下げられています

↓
どうということ？

例えば

平成15年分の売上高が1,000万円を超えている個人の方は
平成17年分消費税の課税事業者となります

↓
該当の方は

速やかに「課税事業者届出書」を提出してください

(簡易課税制度を選択される方は、「簡易課税制度選択届出書」の提出(平成17年に新たに課税事業者となる方は、平成17年12月31日までに提出してください。)もお忘れなく！)

↓
17年1月から

重要

日々の記帳や書類の保存が必要です

(例えば、簡易課税制度を選択されていない方は、帳簿と請求書等の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができません。)

↓
18年3月までに

適正な記帳等に基づく平成17年分消費税の申告と納税

(納税資金の積立てによる期限内納付や個人事業者の方は振替納税のご利用をお願いします。)

記帳の仕方や消費税の仕組み等についてお分かりにならない点がありましたら、お気軽に最寄りの税務署までご相談ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

これだけは確認しておきましょう

1. 課税事業者となるかどうかの判定

- ◆ 平成17年に課税事業者となるかどうかは、平成15年の課税売上高が1,000万円を超えるかどうかにより判定します。新たに課税事業者となる方は、速やかに「課税事業者届出書」を所轄の税務署に提出してください。



課税売上高 1,000万円超 → 課税事業者 → 速やかに「課税事業者届出書」の提出を！

「課税売上高」とは？
消費税の課税対象となる取引の売上高をいいます。
なお、ほとんどの取引が消費税の課税対象となっていますが、土地の売却収入や住宅家賃など、一部の取引は消費税の課税対象から除かれています。
※ 売上利益ではありません。

2. 納付税額の計算方法の選択

- ◆ 納付税額の計算方法には、「一般課税」と「簡易課税」の2つの計算方法があります。「一般課税」により計算するのが原則ですが、前々年の課税売上高が5,000万円以下の方は、事前に「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、簡易課税制度を適用して申告することができます。
- ◆ 「一般課税」を適用する場合と「簡易課税」を適用する場合とは、納付税額に差異が生じます。例えば、簡易課税制度では「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行なった場合などで一般課税により計算すれば還付となる場合であっても、還付を受けることはできません。
- ◆ どちらの方法を適用するかは判断は慎重に行ってください。なお、申告時になってから計算方法を変更するといったことはできませんので、十分ご注意ください。

納付税額の計算方法（概要）

一般課税 課税売上高に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税を計算します。

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上高に係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額（控除）}$$

（例）課税売上高 1,000万円、課税仕入高 800万円の場合
納付税額 = 1,000万円 × 5% - 800万円 × 5% = 10万円

この部分の計算が異なります

簡易課税 課税売上高に係る消費税額に事業に応じた一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売上高に係る消費税額} - \text{課税売上高に係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

（例）課税売上高 1,000万円の小売業者の場合
納付税額 = 1,000万円 × 5% - (1,000万円 × 5% × 80%) = 10万円

「簡易課税制度選択届出書」の提出は？

簡易課税制度を選択しようとする個人事業者の方は、その適用しようとする年の前年12月末日までに提出しなければなりません。なお、平成17年に新たに課税事業者となる個人事業者の方については、平成17年12月31日までに提出すれば、平成17年分から適用することができます。

「みなし仕入率」は？

第一種事業（卸売業）………90%
第二種事業（小売業）………80%
第三種事業（製造業）………70%
第四種事業（その他の事業）……60%
第五種事業（サービス業等）……50%
（注）みなし仕入率は、取引単位で適用します。

3. 帳簿の記載や書類の保存

- ◆ 課税事業者は帳簿を備え付け、これに取引の内容を整然とかつ明りょうに記載し、7年間保存しなければなりません。帳簿は消費税の納付税額を計算する際に必要となるばかりでなく、次の点からも大変重要です。

一般課税を適用する場合

一般課税を適用される方は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿と請求書等の両方の保存がない場合、仕入や経費の支払の際の消費税分を控除することができません。

簡易課税制度を適用する場合

簡易課税を適用される方は、課税売上高を事業の種類ごとに帳簿等で区分しておく必要があります。事業の区分が明確にされていない場合には、その事業者の行っている事業のうち最も低いみなし仕入率が適用されます。

※ このリーフレットは、主に個人事業者の方向けに作成したものです。法人の場合には、適用開始時期や簡易課税制度選択届出書を提出すべき時期などが異なりますので、ご注意ください。